FA0036

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用）

第三表（平成二十八年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

整理番号　　一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

①
住所又は屋号：東京都新宿区佐藤1-1-1
フリガナ：サトウ　タロウ
氏名：佐藤　太郎

②特例適用条文

	法	条	項	号
所法 ○ 措法	37条の	12の2	1項	号
所法 措法	条の	の	項	号
所法 措法	条の	の	項	号

（単位は円）

収入金額

分離課税	短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	
		特定分	ソ	
		軽課分	タ	
	一般株式等の譲渡		チ	
	上場株式等の譲渡		ツ	③ 4,000,000
	上場株式等の配当等		テ	④ 71,000
	先物取引		ト	
山林			ナ	
退職			ニ	

所得金額

分離課税	短期譲渡	一般分	59	
		軽減分	60	
	長期譲渡	一般分	61	
		特定分	62	
		軽課分	63	
	一般株式等の譲渡		64	
	上場株式等の譲渡		65	⑤ △4,326,556
	上場株式等の配当等		66	⑥ 0
	先物取引		67	
山林			68	
退職			69	
総合課税の合計額（申告書B第一表の㉕）			9	⑦ 41,000,000
所得から差し引かれる金額（申告書B第一表の㉖）			25	⑧ 18,712,223

税金の計算

課税される所得金額	⑨ 対応分	70	⑨ 22,288,000
	⑨⑩ 対応分	71	000
	⑪⑫⑬ 対応分	72	000
	⑭⑮ 対応分	73	000
	⑯ 対応分	74	000
	⑰ 対応分	75	000
	⑱ 対応分	76	000
	⑲ 対応分	77	000
税額	⑩ 対応分	78	⑩ 1,253,000
	⑪ 対応分	79	
	⑫ 対応分	80	
	⑬ 対応分	81	
	⑭ 対応分	82	
	⑮ 対応分	83	
	⑯ 対応分	84	
	⑰ 対応分	85	
⑲から㉕までの合計（申告書B第一表の㉗に転記）		86	⑪ 1,253,000

その他

株式等	本年分の㊽、㊾から差し引く繰越損失額	87	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	88	⑫ 4,326,556
配当等	本年分の㊿から差し引く繰越損失額	89	
先物取引	本年分の(51)から差し引く繰越損失額	90	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	91	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
	合計 ㉜			

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額 1	配当所得に係る負債の利子 2	差引金額 3
⑬	付表のとおり	71000 円	円	71000 円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄：A　B　C　申告等年月日　D　E　F　通算　取得原因　特別割増　資産　入力　申告区分